

令和6年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和6年10月7日（月）14時00分～16時00分

■場所：

草津市役所 4階 行政委員会室

■出席委員：

栗田委員、大谷委員、中島委員、吉村委員、呉橋委員、中瀬委員、太田委員、
元島委員、夏原委員、山本委員、中島委員、中司委員

■欠席委員：

松島委員、福谷委員、牧委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

山本次長

■事務局：

健康福祉部 黒川部長、有村副部長

障害福祉課 藤崎課長、木野課長補佐、山元係長、田中主査、森主任

発達支援センター 田附所長、倉田所長補佐

■傍聴者：

なし

1 開会

【黒川健康福祉部長】

皆さんこんにちは。健康福祉部長の黒川でございます。

草津市障害者施策推進審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、市の行政全般、とりわけ障害福祉施策の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本日はご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。

国の方では、令和3年に改正された障害者差別解消法や令和4年に改正された障害者総合支援法がこの4月1日から施行され、事業所による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化や、市町村での地域生活支援拠点の設置の努力義務化など、障害福祉政策を取り巻く環境はどんどん変わってきており、どんどん前向きに進んでいっている状況でございます。

こういった中、本市におきましては、昨年度に当審議会でご審議いただき、策定いたしました第3次草津市障害者計画の基本理念であります「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち草津」の実現を目指して、各種障害者政策の政策について事業を展開しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、本市の障害者施策の更なる推進のために、本日の会議におきましても、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶をさせていただきます。

【事務局】

本日は、16名中12名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

それでは審議会の進行を規則に基づきまして会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 草津市の障害者福祉の動向について

【事務局】

<資料1に基づいて説明>

【委員】

身体障害者の人数について、増える理由が書かれていますが、草津市から転出した方や高齢者で亡くなる方も多いと思うのですが、それを考慮しても数字は増えているのですか。また、心臓のペースメーカーについて、以前、ペースメーカーやバイパス手術をした人は障害者から外すというのを聞いたことあるのですが、国の方針がどうなっているか教えてください。

【事務局】

5年ほど前までは、ペースメーカーをはめた方はすべて1級だったのですが、それが改正され、入ってからその状態をみて等級を決めるようになっているが、手帳の対象から外すという議論はなかったように思います。

転出される方もいらっしゃいますが、それでも手帳の所持者数は増えています。

【委員】

10.11ページに措置入院が増えていると書かれていますが、もし原因がわかれば教えてください。

【事務局】

保健所が警察に協力を得て措置入院を段取りするため、定かではないのですが、ご病気であることをご自身が理解されていない方や、継続して治療ができない方がおられるので、そのような方が緊急入院される方が多いと思います。

(2) 第2次草津市障害者計画の実施実績について

【事務局】

<資料2に基づいて説明>

【委員】

施策12「発達支援センター運営事業」について、18歳未満と以上で相談支援事業所がかわるところで、学校内でも進路指導を進めるにあたり課題があると感じます。

また、どのようにして切れ目のないように支援をつなげていくか、将来に向けて障害者のサービスを提案する相談支援事業所の知識やノウハウなどをどのように深めていけばいいのか教えてください。

【事務局】

発達支援センターで実施している相談事業の内、放課後等デイサービスと児童発達支援といった福祉サービスに関する相談支援を障害児相談支援と呼んでいます。

今、ご指摘いただきました障害児相談支援につきましては、児童発達支援センターの機能の一つとして実施しているため、18歳までの方が対象となりますが、卒業後の福祉サービスについても指定特定相談支援という形で継続して担当することが望ましいと認識しています。つきましては、今後、民間事業所には年齢にかかわらず児童から障害者にかけても1つの事業所で継続できるような体制について、基幹相談センターから研修等で助言指導をしていただきながら考えたいと思います。

また、もう一つの相談事業を発達支援センターで実施しております。こちらにつきましては、発達の遅れや障害等の発達相談といった一般相談を実施しております。一般相談につきましては、乳幼児期から成人期の方について、発達支援センターにて相談支援を行っているところでございます。

【委員】

施策4「精神保健福祉対策の強化」について、今年の4月から障害者福祉センターのサロンがなくなったと聞いている。サロンは大事なところと思っているが、サロン以外の居場所も何か強化していただきたい。

【事務局】

障害者福祉センターのサロンにつきましては、「Me Time」という名で、形を変えて実施していくことになっています。障害者福祉センターと協議や意見交換をしながら、より良い形になるように進めてまいります。

(3) 第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画の事業実績について

【事務局】

<資料3に基づいて説明>

【委員】

10ページの就労定着支援について、「就労定着支援利用者の職場定着率を上げるために引き続き支援機関との連携をより一層図ります」と記載されていますが、障害福祉課としては、支援機関とどのように連携されているか教えてください。

【事務局】

障害者福祉サービスの1つになりますので、定期的に就労定着支援事業所からの報告があります。その際に質問したり、ケース会議に参加したりして、連携を図っています。

【委員】

実際に障害福祉課が就労定着率を引き上げるというよりかは、就労定着支援事業所の指導や事業の内容を把握しているということですね。

【事務局】

基本的には、障害福祉サービスの種類になりますので、当課が事業所に対し、こうしなさいというより、事業所が障害者を知っての支援になりますので、その事業が順調に進んでいるかを会議に参加してお聞きし、後方支援という形で実施していることが多いです。

【委員】

13 ページの相談支援事業所の体制強化について、「需要に対して十分な支援を供給できているとは言えない状況であるため、引き続き、社会資源の開発や既存の相談支援事業所を強化するための取り組みを進め、地域の相談支援体制の強化を図ってまいります」とあるが、この強化というのは、「社会資源の開発や既存の相談支援事業所を強化」にかかるということでしょうか。

【事務局】

相談支援事業所の強化につきましては、サービスの方でも説明させていただきましたが、草津市独自の補助金を交付し金銭的な不安に対しての補助を行っていることと、基幹相談支援センターを令和 5 年度から立ち上げまして、そこで相談支援員に対するスキルアップ研修や事例検討会を行っています。新規で立ち上げる事業所については、相談に対する自信や、困ったときの相談先がないということがありますので、基幹相談支援センターと協力の上、安心して事業ができるような運営づくりをしています。

【委員】

13 ページの基幹相談支援センターの機能強化について、令和 5 年度は基幹相談生活支援センターを設置し、専門相談員が 2 名に増えたことで相談件数や対応件数が大幅に増加しましたとあり、また、関係機関の認知度も徐々に高まっている、地域の中核的な相談窓口での質の確保とありますが、今までは 1 名で実施されていたのでしょうか。

【事務局】

基幹相談支援センターを立ち上げたときには 2 名になっていますが、令和 2 年度から令和 4 年度におきましては、基幹相談支援センターの準備期間として相談支援コーディネーターという事業で運営していました。コーディネーターは 1 名であり、基幹相談支援センターとして実施する際には 2 名で対応しているところでございます。

【委員】

今年度から基幹相談支援センターが本格的に動いているということですが、現場としてはそんなにパワーアップしたとは感じない。引き続き、どのように強化していくのか等考えながら底力をあげていただいて、障害がある方の心強い味方になるような基幹にしていただければと思います。

【事務局】

基幹相談支援センターは障害福祉課が委託しているところでもありますし、もちろん直接、基幹相談支援センターに問い合わせいただいてもいいのですが、当課にも現場としてなかなかパワーアップしていないのではという具体例があれば、教えていただきましたら毎月協議をしておりますので、お声をいただければと思います。

【委員】

具体的に不満がある方もいますので、共有しながら少しでもより良いものに進化していけたらと思いますので、またそういった際には連携させていただければと思います

【事務局】

基幹相談支援センターは、令和 5 年度に設置しまして、まずは周知しようということで障害福祉サービス事業所等を中心に自立支援協議会等で周知させていただいたところです。ただ、障害の関係機関以外のハローワークや高齢分野にも連携を図るために、またお声があつたら教えていただきますようお願いいたします。

【委員】

資料3の1ページにあります基本理念の目標のところ、「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津」ということを言っていて、本当に胸に刺さりました。私たち地域で、いろいろな活動や行事をしていく中で、もう少し広い視野を持って障害のある方たちが集いやすい活動につなげなければならないと考えました。

まちづくり協働課とかの協力を得ながら、まちづくりセンターの活動をもう少し踏み込んだ、そのような活動に繋がられるような、皆さんが集いやすいような内容を盛り込んでいかなければと考えさせていただきました。

【事務局】

地域の方にも障害の理解、障害者の理解というのは、強く進めていきたいと思っています。今年度は、出前講座にも力をいれて頑張りたいと思っています。

【会長】

ありがとうございます。

以上で議事を終わらせていただきますので、この後は、事務局からお願いします。

【事務局】

健康福祉部の有村です。本日は長時間ご審議いただきありがとうございました。本日いただきましたご意見、例えば、昨年度までの計画に対する評価の意見であるとか、基幹相談支援センターの話もありました。また、まちづくりのあり方についてのお話もありました。そのような意見を参考にしながら、他市の良い事例も参考にしながら、今よりもさらに良いものになるように本計画を推進してまいりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。